

# 函館市高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る 行政処分実施マニュアル

## (目的)

第1条 この実施マニュアルは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）および「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施について（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長，ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）」に基づく高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）の処理に関する不利益処分等（以下「行政処分」という。）の基準および事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、透明性の向上を図るとともに、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処分を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この実施マニュアルにおける用語の意義は、法の例による。

## (行政処分の基準)

第3条 改善命令および代執行の基準は、原則、別表のとおりとする。

## (改善命令)

第4条 報告の徴収または立入検査等により、保管事業者が法第10条第1項または第3項の規定に違反している事実があると認めるときは、法第12条第2項の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第18条に定める事項を記載した命令書を当該保管事業者に交付するものとする。

2 改善命令に係る処分等措置が講じられていることについて、確実な方法により確認を行うものとする。

3 改善命令に係る処分等措置が講じられていないと認めるときは、直ちに改善命令に違反したものとして、捜査機関と協議の上、厳正に対処するとともに、代執行の実施に向けた手続を開始するものとする。

## (弁明の機会の付与)

第5条 改善命令を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88

号) 第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとし、名あて人となるべき者に対し、同法第 30 条に規定する事項を記載した書面により通知するものとする。

- 2 公益上、緊急に改善命令を行う必要があるため、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは、前項の規定は、適用しない。  
(代執行)

第 6 条 代執行は、保管事業者が法第 10 条第 1 項または第 3 項の規定に違反した場合において、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障の生ずるおそれがあるものとして別表に規定する処分の要件 3、4 または 5 のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- 2 別表の処分の要件 4 に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨およびその期限までに当該処分等措置を講じないときは、市長が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ、公告するものとする。

(代執行の実施に要した費用の徴収)

第 7 条 代執行の実施に要した費用については、法第 13 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、当該保管事業者から徴収するものとする。

## 附 則

この実施マニュアルは、令和 3 年 11 月 18 日から施行する。

別表（第3条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 1台あたり3キログラム以上の変圧器類もしくはコンデンサー類，PCB油（試薬やサンプル油等少量のものを除く。）またはこれらの保管容器であって，そのPCB濃度が高濃度であるものの場合</p> <p>(1) 令和4年3月31日までに，高濃度PCB廃棄物を自ら処分し，または処分を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「処分業者」という。）に委託しなかったとき</p> <p>(2) 法第10条第3項の規定に基づき，令和5年3月31日までに高濃度PCB廃棄物を自ら処分し，または処分業者に委託することとしたにもかかわらず，自ら処分または処分業者に委託する見込みがないとき</p>	<p>改善命令</p>
<p>2 照明器具の安定器類，1台当たり3キログラム未満の小型電気機器，ウエス，汚泥，その他の汚染物およびこれらの保管容器であって，そのPCB濃度が高濃度であるものの場合</p> <p>(1) 令和5年3月31日までに，高濃度PCB廃棄物を自ら処分し，または処分を処分業者に委託しなかったとき</p> <p>(2) 法第10条第3項の規定に基づき，令和6年3月31日までに高濃度PCB廃棄物を自ら処分し，または処分業者に委託することとしたにもかかわらず，自ら処分または処分業者に委託する見込みがないとき</p>	
<p>3 改善命令により，処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が，当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき，講じても十分でないとき，または講ずる見込みがないとき</p>	<p>代執行</p>
<p>4 改善命令により，処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において，過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき</p>	
<p>5 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において，改善命令により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき</p>	

